
日田市新清掃センター整備・運営事業
入札説明書

令和7年4月

日 田 市

目 次

第 1 章 用語の定義	1
第 2 章 入札説明書の位置付け	3
第 3 章 事業の概要	4
第 4 章 入札参加に関する条件等	9
第 5 章 事業者の選定	14
第 6 章 入札の手続等	17
第 7 章 提出書類.....	23
第 8 章 提出書類作成要領	27
第 9 章 その他.....	31
別紙 1 事業スキーム（例）	32
別紙 2 本事業において本市が事業者を支払う対価について	33
別紙 3 リスク分担表	38
別紙 4 モニタリング及び運營業務に係る対価の減額等	40
別図 1 入札書等の提出用封筒作成要領	44
別図 2 地元経済への貢献金額の算出方法（例）	45

第1章 用語の定義

No.	用語	定義
1	受入対象物	エネルギー回収型廃棄物処理施設の受入対象物は、可燃物（生ごみを含む）、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃性の選別残渣、死亡小動物等であり、本市から排出され、直接搬入又は委託業者、許可業者が搬入する搬入物を総称して又は個別にいう。なお、可燃性粗大ごみは、エネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入し、切断・焼却処理する。 マテリアルリサイクル推進施設の受入対象物は、不燃物（空き缶、缶以外のカナモノ、びん・ペットボトル、有害物等）、埋立ごみ及び資源物（紙類、布類、リターナブルびん、発泡スチロール等）等であり、本市から排出され、直接搬入又は委託業者、許可業者が搬入する搬入物を総称して又は個別にいう。
2	運營業務	本施設の受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務、その他関連業務等をいう。（補修及び更新等を含む）
3	運營業務委託契約	運營業務に係る本市と運営事業者との間で締結される日田市新清掃センター整備・運営事業 運營業務委託契約書に基づく契約をいう。
4	運營業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する日田市新清掃センター整備・運営事業 運營業務委託契約書（案）をいう。
5	運営事業者	本事業において、本施設の運營業務を担当する者（単独の企業又は共同企業体）をいう。
6	エネルギー回収型廃棄物処理施設	可燃物を処理対象物として焼却処理するとともに、処理に伴い発生する余熱を利用して施設内外へ熱供給を行うための施設の総称をいう。
7	外構	門、柵、塀、道路、植栽等の本施設内の建築物及びプラント設備以外をいう。
8	基本契約	本市と事業者が、日田市新清掃センター整備・運営事業の実施において必要となる相互の協力、支援等の基本的事項について締結する契約をいう。
9	基本契約書（案）	入札公告時に公表する日田市新清掃センター整備・運営事業 基本契約書（案）をいう。
10	協力企業	事業者のうち、代表企業以外をいう。
11	契約不適合責任	本事業は性能発注（設計施工契約）方式であり、受注者は「設計の契約不適合」及び「施工の契約不適合」について担保する責任を負う必要がある。
12	建設工事請負契約	設計・施工業務に係る本市と建設事業者との間で締結される日田市新清掃センター整備・運営事業 建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
13	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する日田市新清掃センター整備・運営事業 建設工事請負契約書（案）をいう。
14	建設事業者	本事業において、設計・施工業務を担当する者（単独の企業又は共同企業体）をいう。
15	建築物	本施設内の建築物（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、管理棟、計量棟等）、建築付帯設備（機械及び電気設備）等を総称していう。
16	事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約を総称して又は個別にいう。
17	事業者	落札者の代表企業及び協力企業を総称して又は個別にいう。
18	地元企業	本市内に本店又は本社を有する企業を指す。
19	処理対象物	受入対象物のうち、処理不適物を除いたものを総称していう。

No.	用語	定義
20	処理不適物	本施設の処理に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称している。
21	設計・施工業務	本施設の設計又は施工に係る業務をいう。
22	代表企業	落札者のうち、代表して手続等を行う企業をいう。
23	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
24	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
25	入札説明書	入札公告時に公表する日田市新清掃センター整備・運営事業 入札説明書をいう。
26	入札説明書等	本市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者選定基準書、様式集、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、入札説明書等の解釈に関する補足資料その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
27	搬入禁止物	本市では収集しないごみを総称している。
28	プラント設備	本施設において、処理対象物を焼却処理又は破碎処理するために必要となる全ての設備のうち機械設備、電気設備、計装制御設備等に関するものを総称している。
29	本市	日田市をいう。
30	本事業	日田市新清掃センター整備・運営事業をいう。
31	本施設	本事業において設計・施工され、運営される日田市新清掃センター（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、管理棟、計量棟、多目的広場、調整池及び遊水池等）をいい、建築物、プラント設備及び構内道路等の全てを総称している。また、個々の施設を指す場合も用いる。
32	本入札説明書	日田市新清掃センター整備・運営事業 入札説明書をいう。
33	マテリアルリサイクル推進施設	不燃物、埋立ごみ及び資源物等をストックヤードにて一時保管し、選別作業等を行うための施設の総称をいう。
34	要求水準書	入札公告時に公表する日田市新清掃センター整備・運営事業 要求水準書をいう。
35	様式集	入札公告時に公表する日田市新清掃センター整備・運営事業 様式集をいう。
36	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する企業をいう。
37	DBO 方式	設計・施工業務及び運営に係る業務を事業者が一括して行う方式をいう。DBO（Design:設計、Build:施工、Operate:運営）

第2章 入札説明書の位置付け

「日田市新清掃センター整備・運営事業 入札説明書」は、本市が実施する「日田市新清掃センター整備・運営事業」を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、本事業の入札（以下「本入札」という。）への参加を希望する者に配付するものである。本事業に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下に示す資料は、本入札説明書と一体のものである。

- ・要求水準書
- ・落札者選定基準書
- ・様式集
- ・基本契約書（案）
- ・建設工事請負契約書（案）
- ・運營業務委託契約書（案）
- ・入札説明書等の解釈に関する補足資料

本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。

なお、本市が令和4年12月16日に公表した「日田市新清掃センター整備・運営事業 実施方針」は、本事業に関する方針等を示したものである。

本事業への入札参加希望者は、入札説明書等の内容を踏まえたうえで、本入札に参加するものとする。

第3章 事業の概要

1 事業名称

日田市新清掃センター整備・運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者等の名称

日田市長 棕野 美智子

4 事業の目的

本事業は、事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である日田市新清掃センター（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設等）の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営・維持管理を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するための資源回収及びエネルギー回収を進めることを目的とする。

5 公共施設の立地及び規模に関する事項

（1）公共施設の立地

ア 所在地 大分県日田市大字山田 807 番地ほか（山田町）

イ 面積 全体事業区域：6.9819ha

（2）施設の規模及び概要

施設の種類	概 要	
エネルギー回収型廃棄物処理施設	処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
	処理能力	65 t / 日（32.5 t / 24h × 2 炉）
	処理対象物	可燃物（生ごみを含む）、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃性の選別残渣、死亡小動物、可燃性粗大ごみ（切断処理後、焼却）
マテリアルリサイクル推進施設	処理方式	保管・選別
	処理能力	不燃物：5.7 t / 日、埋立ごみ：0.6 t / 日、資源物：0.8 t / 日
	処理対象物	不燃物（空き缶、缶以外のカナモノ、びん・ペットボトル、有害物）、埋立ごみ、資源物（紙類、布類、リターナブルびん、発泡スチロール）

6 事業の内容

（1）事業方式

本事業は、本施設の設計・施工業務及び運営業務を事業者が一括して行う DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

本市は本施設の設計・施工業務及び運営業務に係る資金を調達し、本施設を所有する。

落札者の代表企業及び協力企業が、本市の所有となる本施設の設計・施工業務、運営業務を一括して行うものとする（本事業の事業スキーム例は、別紙1を参照すること）。本事業の実施にあたり、特別目的会社（SPC）は設立しない。

また、本市は、本施設を35年間程度にわたって使用する予定であり、事業者は35年間程度の

使用を前提として本事業を実施することとする。

なお、本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付率：1／3）の対象事業として実施する予定である。

（２）契約の形態

本市と落札者は、速やかに事業契約の契約内容の協議を行い、基本契約の仮契約を締結する。

また、本市は、基本契約に基づき、事業者のうち建設事業者と建設工事請負契約を、運営事業者と運營業務委託契約を締結する。

以下、基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の３つの契約をまとめて「事業契約」（本事業の事業スキーム例は、別紙１を参照すること。）という。

【事業契約の種類】

事業契約の種類	発注者	受注者
基本契約	日田市	代表企業及び協力企業
建設工事請負契約	日田市	建設事業者
運營業務委託契約	日田市	運営事業者

（３）事業期間

事業期間は、以下を予定している。

ア 事業期間

事業契約締結日の翌日から令和 31 年 3 月 31 日まで

イ 設計・施工期間

事業契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで

ウ 運営期間

令和 11 年 4 月 1 日から令和 31 年 3 月 31 日まで

エ 運営準備期間

事業契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（４）事業者の募集及び選定の手順（予定）

本事業における事業者選定スケジュールは、次のとおりを予定している。

年 月 日	内 容
令和 7 年 4 月 1 日（火）	入札公告、入札説明書等の公表
令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 4 月 7 日（月）	入札説明書等に関する質問受付（第 1 回）、 現地見学会の参加受付
令和 7 年 4 月 18 日（金）	入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）の公表
令和 7 年 4 月 18 日（金）～ 4 月 24 日（木）	参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付
令和 7 年 5 月 9 日（金）	参加資格確認結果の通知
令和 7 年 5 月 12 日（月）～ 5 月 16 日（金）	対面的対話における確認事項及び入札説明書等に関する質問（第 2 回）の受付
令和 7 年 6 月上旬～中旬	対面的対話の実施
令和 7 年 6 月下旬	対面的対話結果及び入札説明書等に関する質問回答（第 2 回）の公表
令和 7 年 8 月 1 日（金）～ 8 月 5 日（火）	入札提案書類の受付
令和 7 年 9 月～10 月頃	入札提案書類に関するヒアリング、審査
令和 7 年 9 月～10 月頃	落札候補者の決定及び公表
令和 7 年 9 月～10 月頃	落札者の決定

令和 7 年 11 月	事業仮契約締結
令和 7 年 12 月	日田市議会の議決（事業契約締結）

（５）事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。また、事業者は、事業期間を通じ、本市が行う循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等に対して協力するものとする。

なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

ア 設計・施工業務

- （ア）建設事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行うと共に、自らの判断により必要に応じて地質調査等の追加調査を行う。
- （イ）本市が別途実施する敷地造成工事終了後、建設事業者は事業計画区域内の安全管理（仮囲いや工事中であることを知らせる表示の設置等）を行う。
- （ウ）施工については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他関連工事を行う。
- （エ）工事範囲の詳細は、要求水準書を参照すること。
- （オ）本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分を行う。
- （カ）その他の関連業務、建築確認等の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

イ 運営業務

- （ア）運営事業者は、本市と締結する運営業務委託契約に基づき、一般廃棄物（可燃物、不燃物、埋立ごみ、資源物等）を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本施設の運営業務として受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務及びその他業務等を行う。
- （イ）運営事業者は、受入対象物の受入及び計量を行うものとする。市民、許可業者又は排出事業者より直接搬入された受入対象物については、本市の規定に即した処理手数料の収受を代行すると共に、計量した記録の集計、保管、管理、報告を行うものとする。なお、処理手数料は、本市の収入とする。
- （ウ）運営事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転に伴い発生した焼却灰及び飛灰（飛灰処理物を含む）を本施設内に適正に貯留・保管した後、本市の指示に従い、市が別途委託する業者に引き渡す。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。なお、本施設から発生する焼却灰及び飛灰は最終処分を前提とするが、資源化に変更となった場合でも早急に対応するものとする。
- （エ）運営事業者は、本施設に搬入された資源物を、本施設内において適正に貯留・保管・選別等を行った後、本市の指示に従い、市が別途委託する業者に引き渡す。その際、積み込みは市が別途委託する業者が担うものとする。
- （オ）運営事業者は、本施設に搬入された不燃物残渣、埋立ごみ等を、本施設内において適正に貯留・保管・選別等を行った後、運営事業者が所有する車両に積み込み、運営事業者が本市の指定する最終処分場に運搬するものとする。
- （カ）運営事業者は、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃性の選別残渣をエネルギー回収型廃棄物処理施設に搬送し、焼却処理するものとする。
- （キ）運営事業者は、本施設にやむを得ず持ち込まれた処理不適物、搬入禁止物について、本施設内に適切に貯留・保管した後、本市の指示に従い、本市又は本市が指定する業者に引き渡すものとする。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。

(ク) 運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、本市と連携して適切な対応を行う。

(ケ) 運営事業者は、本施設の見学者対応等について、本市と連携して行う。

(6) 本市等が行う業務範囲

本市等が行う主な業務は、以下のとおりとする。

ア 敷地の提供

本市は、本事業を実施するための用地を確保する。

イ 敷地造成工事（搬入道路、調整池及び遊水池を含む）

ウ 生活環境影響調査の実施

本市は、本施設に係る生活環境影響調査を実施する。なお、事業者は、「生活環境影響調査」の内容を遵守すること。

エ 処理対象物の搬入

本市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物を搬入する。

オ 焼却灰及び飛灰（飛灰処理物）の資源化又は最終処分等

本市は、本施設において、運営事業者から焼却灰及び飛灰（飛灰処理物）を受け取り、市が別途委託する業者にて運搬し資源化又は最終処分を行う。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。

カ 資源物の資源化

本市は、本施設において、運営事業者から資源物を受け取り、市が別途委託する業者にて運搬し、資源化を行う。その際、積み込みは市が別途委託する業者が担うものとする。

キ 不燃物残渣、埋立ごみの処分等

本市は、運営事業者が運搬した不燃物残渣、埋立ごみの最終処分等を行う。

ク 処理不適物、搬入禁止物等の処分等

本市は、本施設において、運営事業者から処理不適物、搬入禁止物等を受け取り、最終処分等を行う。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。

ケ 本事業のモニタリング

本市は、設計・施工期間、運営期間の各段階において業務実施状況の監視を行う。

コ 住民への対応

本市は、周辺住民からの意見や苦情について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

サ 施設見学者対応への協力

本市は、本施設の見学者対応等について、運営事業者に対して適切な協力を行う。

シ 行政視察への対応

本市は、本施設への行政視察について、運営事業者と連携して行う。

ス 設計・施工費及び業務委託料の支払い

本市は、日田市会計規則（昭和 39 年 5 月 25 日規則第 33 号）に基づき、設計・施工業務に係る対価（建設費）を建設事業者に、運営業務に係る対価（運営業務委託料）を運営事業者に支払う。

セ 文化財等の試掘調査

本市は、本事業を実施する上で必要な文化財等の試掘調査を行う。

ソ 本事業に必要な手続き

本市は、本事業を実施するうえで必要な循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種手続を行う。

タ その他これらを実施する上で必要な業務

(7) 事業者の収入

ア 本市が支払う対価

(ア) 設計・施工業務に係る対価

本市は、本事業の設計・施工業務に係る対価について、建設事業者を支払う。

(イ) 運營業務に係る対価

本市は、本事業の運營業務に係る対価について、固定費用と変動費用（エネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入される処理対象物量に応じて変動）の構成で、運営事業者を支払う。

なお、物価変動に基づき年 1 回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託料の改定を行う。

(8) 雇用等への配慮

ア 入札参加者には、本市内に本店又は本社を有する者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を含む。）（以下「地元企業」という。）を含めるよう努めること。

イ 建設事業者及び運営事業者は、各業務を実施するにあたり、地元企業との積極的な協働に努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

ウ 雇用については、市内人材の雇用及び雇用者の多様性に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

エ 事業者は、本施設の周辺の住民との良好な信頼関係を構築するため、地域への協力や貢献等に努めること。

(9) 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第4章 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は以下のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、本事業の設計・施工業務を担う者及び運營業務を担う者で構成されるものとする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とする 것도可能とする。
- (2) 入札参加者は、「第4章 2 (2) 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとし、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- (3) 入札参加者は、本事業の実施に際して、設計・施工業務又は運營業務のうち主たる業務を請負又は受託する協力企業を定めることができる。ただし、協力企業は、本施設のプラント設備の設計・施工の主たる業務を請け負うことはできない。
- (4) 設計・施工業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の代表者）は、代表企業とならなければならない。
- (5) 運營業務において、本市と運營業務委託契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の代表者）は、代表企業とならなければならない。
- (6) 入札参加者を構成する企業の企業数の上限は任意とするが、代表企業及び協力企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。なお、代表企業及び協力企業は、参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (7) 参加表明書提出以降、入札参加者を構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (8) 入札参加者の代表企業又は協力企業のいずれかが、他の入札参加者の代表企業又は協力企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した代表企業又は協力企業についても同様である。
- (9) 入札参加者の代表企業又は協力企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の代表企業又は協力企業になることはできない。
- (10) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

2 各業務を行う者の要件

入札参加者の代表企業及び協力企業は、本事業の設計・施工業務及び運營業務等を行う者として、次の(1)から(3)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1者で複数の項の要件を満たす者は、当該1者のみで複数の項の業務にあたることも可能である。

(1) 本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件

本施設の建築物の設計・施工を行う者は、代表企業又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が次の要件を全て満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

エ 参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が1,000点以上であること。

オ 本施設の建築物と同種又は類似の建設工事（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む。）の施工実績を有すること。

（２）本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

ア エネルギー回収型廃棄物処理施設

エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす代表企業とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、次の要件を全て満たす１者（代表企業とする。）を含むこと。

（ア）建設業法第３条第１項の規定による「清掃施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

（イ）ごみ焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

（ウ）参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事業」の総合評定値が１,０００点以上であること。

（エ）平成２０年４月１日以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、以下に示す要件を満たす施設のプラント設備に係る設計・施工の竣工実績を元請として有すること。なお、
a から c は同一の施設である必要はない。

a 処理能力：６５ｔ／日以上かつ複数炉構成

b 処理方式：焼却方式（ストーカ方式）

c 竣工実績：参加表明書の提出日までに竣工

イ マテリアルリサイクル推進施設

マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計・施工を行う者は、代表企業又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う１者は次の要件を全て満たすこと。

（ア）建設業法第３条第１項の規定による「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

（イ）マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

（ウ）参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事業」又は「機械器具設置工事業」の総合評定値が１,０００点以上であること。

（３）本施設の運営を行う者の要件

本施設の運営を行う者は、代表企業又は協力企業とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担う者が、少なくとも１者は次の要件を全て満たすこと

ア 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、PFI 又は DBO 事業による１年以上の運転管理業務実績を有すること。なお、当該事業に係る特別目的会社の出資者であり、かつ、当該事業の運営業務において主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担っている者については、本要件を満たすものとする。

イ 以下の全ての要件を満たす技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後最低２年間配置できること。

（ア）廃棄物処理施設技術管理者の資格を有すること。

（イ）一般廃棄物処理施設における運転管理業務の経験を有すること。

3 入札参加者の制限

以下に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 本市の最新の競争入札参加資格一覧表に登録されていない者。
- (3) 本市の建設工事等入札参加者に係る指名停止規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- (5) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- (9) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (10) 国税又は地方税を滞納している者。
- (11) 入札参加者（入札参加者のいずれかが属する事業者団体（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 2 項に規定する団体をいう。）を含む。）が以下のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 項に規定する暴力団員をいう。以下本項において同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (12) 本市が本事業に係る支援業務を委託している者及びかかる者と当該支援業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。本事業に関し、本市の事業者選定支援業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。
 - ア 株式会社エイト日本技術開発
 - イ 豊原総合法律事務所

- (13) 本事業に係る「日田市新清掃センター整備・運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の選定委員、選定委員が属する法人及び選定委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。

4 参加資格の確認

- (1) 令和4年11月18日付で本市が公募した「日田市新清掃センター整備・運営に係る見積等調査」に参加したこと。
- (2) 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- (3) 参加資格確認基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の代表企業又は協力企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、協力企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた協力企業に代わって、入札参加資格を有する協力企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、本市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- (4) 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に落札者の代表企業又は協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の協力企業が入札参加資格を欠いた場合で、本市がやむを得ない事情であると判断した場合は、この限りではない。
- (5) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の代表企業又は協力企業が入札参加資格を欠いた場合、本市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5 共同企業体の設立に関する要件

(1) 建設共同企業体の設立に関する要件

本事業の建設工事の施工を目的として、建設共同企業体を結成し工事にあたる場合は、以下によるものとする。

ア 建設共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

イ 建設共同企業体の運営形態は、任意とする。

ウ 建設共同企業体の代表者は、本事業において中心的な役割を担うプラント設備の設計・施工を行う者のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。

エ 本市と契約を締結した共同企業体の存続期間は、原則として当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、建設共同企業体の各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

(2) 運営共同企業体の設立に関する要件

本事業の運営業務を目的として、運営共同企業体を結成し業務にあたる場合は、以下によるものとする。

ア 運営共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

イ 運営共同企業体の運営形態は、任意とする。

ウ 運営共同企業体の代表者は、本事業において中心的な役割を担う代表企業とする。

エ 本市と契約を締結した共同企業体の存続期間は、原則として当該業務の履行期間満了後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該業務につき契約不適合がある場合には、運営共同企業体の各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

6 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格）は、次のとおりとする。

(1) 予定価格 22,417,825,100 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

入札書比較価格 20,379,841,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

※ 入札書比較価格には、電力会社の工事負担金 10,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）を含む。

(2) 留意事項

ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に本市が事業者を支払う設計・施工業務に係る対価（建設費）及び運営業務に係る対価（運営費）を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。

イ 予定価格及び入札書比較価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

ウ 入札価格のうち、設計・施工業務に係る対価（建設費）には電力会社との工事負担金 10,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）を含めること。なお、工事負担金が明確になった時点で精算する。

エ 入札価格が、入札書比較価格を超える場合、本市は入札参加者を失格とする。

第5章 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・施工段階から運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。落札者の決定方法は、入札価格のほか、設計・施工、運営・維持管理等の提案内容、本市の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、上記の方法をもって落札者を決定する。

落札者決定にあたっての基準等は、落札者選定基準書による。

(2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は選定委員会において総合的に評価を行い、落札候補者を選定する。選定委員会は、次の6名の委員で構成される。

- ・委員長 島岡 隆行 一般財団法人九州環境管理協会 副理事長
- ・副委員長 荒井 喜久雄 前 公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長
- ・委員 柴田 建 大分大学 准教授
- ・委員 宮崎 和昭 日田市 総務企画部長
- ・委員 高倉 保徳 日田市 市民環境部長
- ・委員 大友 得央 日田市 土木建築部長

なお、本事業の落札者決定までの間に、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業について、選定委員会の委員に面談を求めることや、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 落札者の決定

本市は、選定委員会で選定された落札候補者について、本事業を実施するに相応しいと判断した場合、落札者として決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、入札参加者に対して通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

2 契約手続等

(1) 事業契約に関する協議及び事業契約の締結

- ア 本市と落札者は、速やかに事業契約の契約内容の協議を行い、基本契約の仮契約を締結する。
- イ 本市と建設事業者は、基本契約に基づき建設工事請負契約の仮契約を締結する。
- ウ 本市と運営事業者は、基本契約に基づき運営業務委託契約の仮契約を締結する。
- エ 各々の仮契約は、建設工事請負契約について本市議会の議決を得た日をもって本契約となる。

なお、事業契約に関する協議は、各契約書（案）における詳細の協議を実施するものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

(2) 契約を締結しない場合

ア 入札参加資格の欠如

「第4章 4（5）」に規定のとおり。ただし、「第4章 3（11）」の規定により、本市が事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、落札者を構成する各当事者

は、共同連帯して、落札金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、本市の指定する期間内に支払わなければならない。

イ 談合その他不正行為に対する措置

(ア) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、本事業の入札に関して、落札者の代表企業又は協力企業のいずれかが次のいずれかに該当するときは、本市は、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができる。

a 落札者が独占禁止法第 3 条若しくは第 19 条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

b 納付命令又は独占禁止法第 7 条、第 8 条の 2 若しくは第 20 条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が落札者又は落札者が構成事業者である事業者団体（以下「落札者等」という。）に対して行われたときは落札者等に対する命令で確定したものをいい、落札者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、独占禁止法第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 5 号又は第 19 条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

c 納付命令又は排除措置命令により、落札者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

d 落札者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(イ) (ア) の規定により、本市が事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、落札金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、本市の指定する期間内に支払わなければならない。

(ウ) (ア) の各項（(ア) d に規定する刑法第 198 条に規定する刑が確定したときを除く。）のいずれかに該当するときは、(イ) に規定する違約金のほか、落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、落札金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として、本市の指定する期間内に支払わなければならない。

(エ) 本市に生じた損害額が (イ) 及び (ウ) に規定する違約金及び賠償金の金額を超える場合には、落札者を構成する各当事者は、本市に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散しているときであっても、本市は落札者を構成する各当事者に対して違約金及び賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者を構成する各当事者は、本市に対して共同連帯して違約金及び賠償金の支払いの義務を負うものとする。

ウ 留意事項

上記ア又はイにより、事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、本市は選定委員会で

の総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(3) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(4) 契約保証金

ア 設計・施工期間における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の 10 分の 1 以上の額を契約保証金として契約の締結と同時に納付すること。

イ 運営期間における保証

運営事業者は、運営業務委託契約に定める契約金額の総額を 19.25 で除した額の 10 分の 1 以上の額を運営期間における各事業年度につき、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付すること。

第6章 入札の手続等

1 入札の手続き

(1) 入札説明書等の公表

本市は、次のとおり、入札説明書等を公表する。

ア 公表日

令和7年4月1日（火）（入札公告と同時）

イ 入札説明書等の公表

入札説明書等を本市のホームページにて公表する。

また、入札説明書等の添付資料を次のとおり配付する。

(ア) 配付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月7日（月）の9時から17時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(イ) 配付場所

「第6章1（12）事務局」を参照

(ウ) その他

配付対象者は本事業への参加を希望する企業とする。当該資料の受け取りに際しては、「第6章1（12）事務局」に電話にて連絡し、配付を受けるための事前予約を行うほか、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（名刺は不可とする。）を持参すること。

(2) 現地見学会の参加受付

現地見学会の参加を、次のとおり受け付ける。

ア 実施日時

令和7年4月14日（月）から令和7年4月25日（金）までの期間で、本市と調整した日時に実施する。

イ 実施場所

実施場所は、「建設予定地（大分県日田市大字山田 807 番地ほか（山田町）」、「現日田市清掃センター」とする（両方の見学も可とする）。

ウ 受付方法

現地見学会への参加希望者は、「現地見学会への参加申込書」（様式第9号ー1）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより「第6章1（12）事務局」に提出すること。電話や口頭による申込みは受け付けない。

参加希望者は電子メールを送信後、電話により着信の確認を行うこと。市は日程の調整を行い、電子メールにより、現地見学会の日時、集合場所等を各提出者へ返信する。

エ 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月7日（月）の17時まで

オ 現地見学会における留意事項

現地見学会の参加者は10名以内とする。各参加者は所属企業が確認できる身分証明書等を携帯し、本市から提示を求められた場合には、提示すること。

(3) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより「第6章1（12）事務局」に提出すること。電話及

び口頭での質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Excel 形式（Windows 版、xlsx 形式）とすること。質問提出者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

イ 受付期間

（ア）第 1 回：令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 7 日（月）の 17 時まで

（イ）第 2 回：令和 7 年 5 月 12 日（月）から令和 7 年 5 月 16 日（金）の 17 時まで

第 1 回の質問については、令和 6 年 1 月 25 日付の当初入札の入札書類からの変更箇所に
関する部分のみの受付とする。

また、第 2 回の質問については、「第 6 章 1（5）参加資格確認結果の通知」の参加資格確
認を受けた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

なお、第 2 回の質問では、対面的対話の対象としたい確認事項以外の質問がある場合に提
出するものとする。

（4）入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する回答は、以下の日程に本市ホームページにおいて公表する予定である。
電話及び口頭での回答等を行わない。

また、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると本市が判断した質
問については回答しない。

なお、第 2 回回答については、対面的対話の時間内に回答できなかった事項等の回答を含むた
め、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については公表せずに、入札参加者に対して個別
に回答する場合がある。

ア 第 1 回：令和 7 年 4 月 18 日（金）

イ 第 2 回：対面的対話議事録の公表日と同日

（5）参加資格確認申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加資格確認の申請を行わなければならない。参加資格確認申請
書類は、正本 1 部、副本 2 部を以下のとおり提出すること。期限までに参加資格確認申請書類を
提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。郵送の場
合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、受付場所に必着とする。

ア 提出書類

「第 7 章 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。

ウ 受付場所

「第 6 章 1（12）事務局」を参照

エ 提出期間

令和 7 年 4 月 18 日（金）から令和 7 年 4 月 24 日（木）の 9 時から 17 時までとする。ただ
し、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を
除く。

（6）参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、参加資格確認申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、令和 7
年 5 月 9 日（金）までに郵送により通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

（7）参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格確認結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、本市に対し
て、令和 7 年 5 月 16 日（金）までに参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式は自由とする
が、代表企業の代表者印を要する。）を郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。

本市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、令和 7 年 5 月 23 日（金）までに郵送にて書面により回答する。

（８）対面的対話の実施

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、本市と個別の入札参加者との間での対話を行う。入札参加者は、「対面的対話への参加申込書」（様式第 9 号－２）に必要事項を記入し、「第 6 章 1（12）事務局」の申込み先に、電子メールで申し込むこと。

なお、日時や場所、補足資料等の詳細は、入札参加者に別途通知する。

ア 対面的対話の時間及び場所

（ア）日時

令和 7 年 6 月上旬～中旬頃（予定）

（イ）場所

日田市役所（予定）

イ 事前提出書類

対面的対話の参加希望者は、「対面的対話における確認事項」（様式第 10 号）を記入の上、「対面的対話への参加申込書」提出時に併せて、電子メールにより提出すること。また、対面的対話の補足資料についても同様に提出すること。

（ア）提出書類

「第 7 章 提出書類」に示すとおりとする。

（イ）提出方法

電子メール

（ウ）提出期間

令和 7 年 5 月 12 日（月）から令和 7 年 5 月 16 日（金）の 17 時まで

ウ 実施方法

（ア）対面的対話は本市主催により実施する。実施方法等の詳細は、別途入札参加者に通知する。

なお、選定委員会委員がオブザーバーとして同席する予定である。

（イ）事前提出を受けた様式第 10 号及び補足資料に基づき、本市と入札参加者の対話を行う。対面的対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言、評価は行わない。

（ウ）事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、対話の議事録は原則として公表する。

ただし、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表せずに、入札参加者に対して個別に回答する場合がある。

（エ）対話の議事録は、令和 7 年 6 月下旬頃を目処として、入札参加者の確認を得た上で、本市ホームページに掲載する。

（９）入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限までに、入札辞退届（様式第 8 号）を提出すること。

（１０）入札提案書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、「第 7 章 提出書類」に示す入札提案書類を次のとおり提出すること。提出は代表企業が行うこと。

ア 提出書類

「第 7 章 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参とする。

ウ 受付場所

「第6章1(12)事務局」を参照

エ 提出期間

令和7年8月1日(金)から令和7年8月5日(火)までの9時から17時までとする。

(10) 提案書に関するヒアリング

選定委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

ア 開催日時

令和7年9月～10月頃(ヒアリングの順番は、入札提案書類の提出時にくじ引きで決定する。)

イ 場所

日田市役所(予定)

ウ 当日配付書類

プレゼンテーションに用いるスライドの印刷物のみ可とする。

エ 実施方法

ヒアリングは入札参加者毎に行う。

オ その他

入札参加者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、各入札参加者の代表企業に対し、書面にて事前に別途通知する。

(11) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ、次のとおり行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。代理人が開札に立会う場合、「委任状(開札の立会い)」(様式第16号)を当日持参すること。

なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各入札参加者の代表企業に本市より通知する。

ア 日時

令和7年9月～10月頃

イ 場所

日田市役所(予定)

ウ 開札は、入札参加者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立会わない場合においては、入札事務に関係のない本市職員を立会わせて行う。また、開札には、選定委員会委員(委員長等)が立会う。

エ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場できない。

オ 入札参加者又はその代理人が、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、委任状(開札の立会い)(様式第16号)をもって、身分証明書に替えることとする。

カ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむ得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

キ 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。

(ア) 公正な執行を妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ク 開札においては、入札価格が入札書比較価格の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を打ち切る。

(12) 事務局

本事業の事務局は次のとおりである。

担当課：日田市 市民環境部 新清掃センター建設室 住 所：〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

TEL : 0973-22-8323 FAX : 0973-22-8241

電子メール : h-suishin@city.hita.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.hita.oita.jp/>

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。

また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 入札提案書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札書及び入札提案書類の差し換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

本市は、必要と認めたときは、本入札の執行や事業契約締結を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 参加資格確認申請書に記載された代表者以外の者が行った入札

イ 入札参加資格のない者が行った入札

ウ 委任状が提出されていない代理人の入札

エ 同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

オ 入札提案書類の提出期限までに本市に到達しなかった者の入札

カ 記名押印を欠いた入札

キ 入札金額を訂正した入札又は入札書に入札価格の記載がないもの

ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

ケ 明らかに連合によると認められる入札

コ 入札書において記載される入札価格（総額）と入札価格参考資料に記載されるそれぞれの金額の合計が合致しない入札（様式第13号と様式第13号別紙1～別紙3に記載の設計・施工業務に係る対価の金額及び運營業務に係る対価の金額の各合計が一致しないとき）

サ 要求水準書に示す要求水準を満たしていないと認められる技術提案書を提出した入札参加者の入札

シ 参加資格確認申請書類及び入札提案書類その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札

ス その他入札に関する条件に違反した、又は本市の指示に従わなかった者の入札

(5) 費用の負担

本入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 入札提案書類の取り扱い

ア 著作権

入札提案書類の著作権は入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 入札提案書類の使用等

提出された入札提案書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に通知する。ただし、技術提案書概要版はこの限りではない。）。公表、展示、その他本市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、本市はこれを無償で使用するができるものとする。

なお、提出された入札提案書類は返却しない。

(8) 本市の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む）は、本市が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札保証金

免除する。

(10) その他

ア 入札参加者が1者であった場合も、落札者選定基準書に従い入札提案書類の審査を行う。

イ 入札説明書に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては本市ホームページにおいて公表する。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、参加資格確認結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。

ウ 本市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第7章 提出書類

1 参加資格確認申請書類

参加資格確認申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて3部（正本1部、副本2部）提出すること。また、参加資格確認申請書類の電子データ（CD-R）を2部（正本1部、副本1部）提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第2号)
- (2) 代表企業及び協力企業一覧表 (様式第3号-1)
- (3) 予定する建設事業者の構成（必要により） (様式第3号-2)
 - ア 予定する建設事業者の構成（必要により）(1) (様式第3号-2-1)
 - イ 予定する建設事業者の構成（必要により）(2) (様式第3号-2-2)
- (4) 予定する運営事業者の構成（必要により） (様式第3号-3)
 - ア 予定する運営事業者の構成（必要により）(1) (様式第3号-3-1)
 - イ 予定する運営事業者の構成（必要により）(2) (様式第3号-3-2)
- (5) 委任状（代表企業） (様式第4号)
- (6) 委任状（代理人） (様式第5号)
- (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第6号)
- (8) 技術者の配置に係る誓約書 (様式第7号)

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- (1) 入札辞退届 (様式第8号)

3 対面的対話の事前提出書類

対面的対話の実施にあたり、事前に次の書類を電子メールにて提出すること。

- (1) 現地見学会への参加申込書 (様式第9号-1)
- (2) 対面的対話への参加申込書 (様式第9号-2)
- (3) 対面的対話における確認事項 (様式第10号)
- (4) 対面的対話の補足資料

4 入札提案書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札提案書類提出届等		各1部
入札書		1部
提案書	技術提案書	各15部（正本1部、副本14部）
	施設計画図書	
	添付資料	
技術提案書概要版		15部
提案書及び技術提案書概要版の電子データ（CD-R）		2部（正本1部、副本1部）

- (1) 入札提案書類提出届等
 - ア 入札提案書類提出届 (様式第11号)

イ 要求水準に関する誓約書

(様式第 12 号)

(2) 入札書

ア 入札書

(様式第 13 号 (別紙 1 ～別紙 3 を含む))

(3) 技術提案書

ア 技術提案書

(様式第 14 号)

(4) 施設計画図書

ア 施設概要

施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。

イ 設計基本数値

(ア) エネルギー回収型廃棄物処理施設

① 施設計画基本数値

a 物質収支

b 熱収支

c 用役収支

(a) 電力

設備動力 (プラント、建築設備、照明設備等)、使用電力、契約電力、料金等の各項目を明らかにすること。

(b) 給排水

プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。

(c) 燃料

プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。

(d) 薬品

プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。

(e) 油脂類

プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

② 主要施設 (機器) 設計計算書

次に示す主要施設 (機器) の設計計算書を作成すること。

計算箇所については、計算式等を含む Microsoft Excel (Windows 版、xlsx 形式) を合わせて提出すること。(様式は任意とし、可能な範囲での対応で可とする。)

a 受入ピット容量、その他主要ピット容量

b クレーン (ごみ、灰) のバケット容量、稼働率 (自動、手動運転)

c 投入ホッパ容量

d 処理能力曲線及び算出根拠

e 燃焼室熱負荷 (燃焼室寸法 (図示)、容量等)

f 燃焼室ガス滞留時間及び出口温度

g ガス冷却室の能力、容量

h 減温塔の能力、容量

i 排ガス処理装置の薬品使用量、貯留量

j 送風機関係の能力

k 主要ポンプの能力

l その他主要機器の容量、能力計算

m 負荷リスト (非常用電源負荷を明らかにする)

(イ) マテリアルリサイクル推進施設

① 施設計画基本数値

a 用役収支

(a) 電力

設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、料金等の各項目を明らかにすること。

(b) 給排水

プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。

(c) 油脂類

プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

② 主要施設（機器）設計計算書

次に示す主要施設（機器）の設計計算書を作成すること。

計算箇所については、計算式等を含む Microsoft Excel（Windows 版、xlsx 形式）を合わせて提出すること。（様式は任意とし、可能な範囲での対応で可とする。）

a 選別・保管設備の面積及び容量

b その他主要機器の容量、能力計算

c 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにする）

(ウ) 要求水準に対する設計仕様書 (様式第 12 号－1)

ウ 図面【縮尺は、特に指定がある場合を除き、入札参加者にて見やすい縮尺に設定すること。】

(ア) 全体配置図【A3 版横】

(イ) 動線計画図【A3 版横】

(ウ) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3 版横】

(エ) 機器配置断面図（縦断、横断図）【A3 版横】

(オ) 主要機器組立図【A3 版横】

(カ) フローシート【A3 版横】

① エネルギー回収型廃棄物処理施設

a 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物

b 地下水（井水）、再利用水、冷却水及び雨水

c 排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水等）

d 余熱利用

e 燃料

f 油圧及び圧縮空気

g 脱臭及び消臭

h 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）

i 建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）

j 情報処理システム

② マテリアルリサイクル推進施設

a 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物

b 給排水

c 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）

d 建築設備（火報、空調、換気、電話、給湯、放送設備等）

e 情報処理システム

(キ) 電気設備主回路単線系統図【A3 版横】

(ク) 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）【A3 版横】

(ケ) 建築仕上げ表

(コ) その他、提案する構造物等に関する図面【A3 版横】

(サ) 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）

(シ) パース（鳥瞰図、アイレベル、各 1 枚）【A3 版横】

エ 工事関係

(ア) 全体工事工程【A3 版横】

(5) 添付資料 (様式第 15 号)

要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営・維持管理を含む）及び提案等の根拠が確認できる資料（運営業務を含む）がある場合には、添付資料にて取りまとめること。

(6) 委任状（開札の立会い） (様式第 16 号)

(7) 技術提案書概要版 (様式第 17 号)

技術提案書概要版には、下記の項目を含めるものとする。

ア パース図

イ 建築面積、延床面積、その他の施設諸元

ウ 提案のコンセプト

エ 施設計画の特徴

第8章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格確認申請時の提出書類

参加資格確認申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 参加表明書（様式第 2 号）を表紙として、提出書類を様式第 2 号から様式第 7 号の順番でまとめ、A4 版・縦・左綴じとして正本 1 部、副本 2 部を提出すること。

なお、参加資格申請書類の綴じ込みは、ファイル綴じとする。

本市に提出する参加資格確認申請書類の電子データは PDF 形式とし、様式集の順番でそれぞれ 1 つの PDF ファイルにまとめて、電子データ（CD-R）を 2 部提出すること。ただし、電子データのサイズに応じて PDF ファイルを複数に分割してもよい。

3 入札書

入札書を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 入札書（様式第 13 号）及び入札価格参考資料（様式第 13 号別紙 1～別紙 3）は、封筒に入れ、密封して提出すること（別図 1 参照）。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・施工業務に係る対価及び運営業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙 2 本事業において本市が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。

また、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。

- (3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 技術提案書（事業計画）との整合性を確保すること。

4 提案書

提案書を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 技術提案書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で 1 冊にまとめ、「技術提案書」を A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 15 部（正本 1 部、副本 14 部）提出すること。特段の理由がない限り、A4 版は両面印刷、A3 版は片面印刷を基本とする。文字サイズは 10.5 ポイント以上（図表を除く）とし、文字フォントは自由とする。提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、本市から送付された参加資格確認結果通知書に記載された受付グループ名（以下「受付グループ名」という。）を右下欄に記入する。
- (2) 施設計画図書は、「入札説明書 第 7 章 提出資料 4 入札提案書類（4）施設計画図書」に記載した順番で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 15 部（正本 1 部、副本 14 部）提出すること。特段の理由がない限り、A4 版は両面印刷、A3 版は片面印刷を基本とする。施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。

また、施設計画図面については次のとおりとする。

ア 図面は、JIS の建築製図通則に従って作成すること。

イ 右下に図面名称及び受付グループ名を記入すること。

- (3) 添付資料は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 15 部（正本 1 部、副本 14 部）提出すること。特段の理由がない限り、A4 版は両面印刷、A3 版は片面印刷を基本とする。添付資料には各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、様式第 15 号（添付資料の表紙）には、受付グループ名を右下欄に記入する。

なお、添付資料の枚数が少ない場合には、(1) に示した技術提案書と一緒に 1 冊にまとめることも可とする。その場合は、技術提案書、添付資料の順番とすること。

- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。

また、着色は自由とする。

- (5) ロゴマークの使用を含めて、協力企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。自治体名や施設名を記載する場合は、必ず自治体名や施設名を伏せること（例：A 市、B 町、●●組合、C センター、D 処理施設）。

- (6) 提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。（正本に各企業の凡例をつける対応も可とする。）。

- (7) 関心表明書は提出しないこと。

- (8) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

- (9) 本市に提出する提案書の電子データは PDF 形式とし、技術提案書、施設計画図書、添付資料毎に様式集の順番でそれぞれ 1 つの PDF ファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じて PDF ファイルを複数に分割してもよい。

また、PDF に加えて、様式集（Excel 版）については Microsoft Excel（Windows 版、xlsx 形式）も提出すること。

なお、本市に提出する電子データには、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと（以下の資料についても同様とする。）。

5 技術提案書概要版

技術提案書概要版を作成するにあたっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとし、詳細は様式集に添付の技術提案書概要版作成要領（様式第 17 号－1）を参照すること。

- (1) 技術提案書概要版は、A3 版・横・横書き・1 枚（片面印刷）とし、綴じずに 15 部提出すること。文字サイズは 10.5 ポイント以上（図表を除く）とし、文字フォントは自由とする。提出する電子データは、PDF 形式とする。
- (2) 受付グループ名を右上隅に記載し、提案書と同様、企業名等が特定できる表現はしないこと。
- (3) 技術提案書概要版は、落札者決定後、議会等への報告のために落札者の技術提案書概要版を使用するため、記載する内容に留意すること。特に、各入札参加者のノウハウに係る内容等については、各入札参加者の判断により、支障のない表現とすること。
- (4) 技術提案書概要版は、定量化審査の対象にはしない。

6 留意事項

入札提案書類の作成にあたっては、以下の条件を踏まえること。

- (1) リスク管理の方針

ア 基本的な考え方

本事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。

ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議の上、本市は応分の責任を分担する。

イ リスク分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、「別紙3 リスク分担表」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

(2) 保険

ア 本市は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人 全国市有物件災害共済会）等に参加し、当該保険料については本市の負担とする予定である。

なお、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、本市が加入する保険にて保険金が補填された場合は、本市が事業者に対する損害賠償金の請求からその分を控除するものとする。

イ 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

ウ 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に参加すること。

(3) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問及び対面的対話において、本市に確認し、了解を得たものに限り有効とする。本市の了解を得ずに提案を行った場合には、落札者選定基準書に示す基礎審査において、失格とする場合があるので注意すること。

なお、質問内容が入札参加者のノウハウに関する場合には、個別に回答する場合がある。

(4) 電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について

電力に係る契約については、契約者は事業者とする。

入札時における買電に係る電力料金（基本料金、買電等）の算定においては、九州電力株式会社との契約とし、令和7年度の条件が運営期間にわたり継続するものとして算出すること。

(5) 業務の委託

事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(6) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかったときは、本市は、事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(イ) 上記（ア）により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者が生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

(7) 本市による本事業の実施状況の監視

本市は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行う（別紙4参照）。

第9章 その他

1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることのほか、本入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては本市ホームページにおいて公表する。適宜、本市ホームページにおいて確認すること。

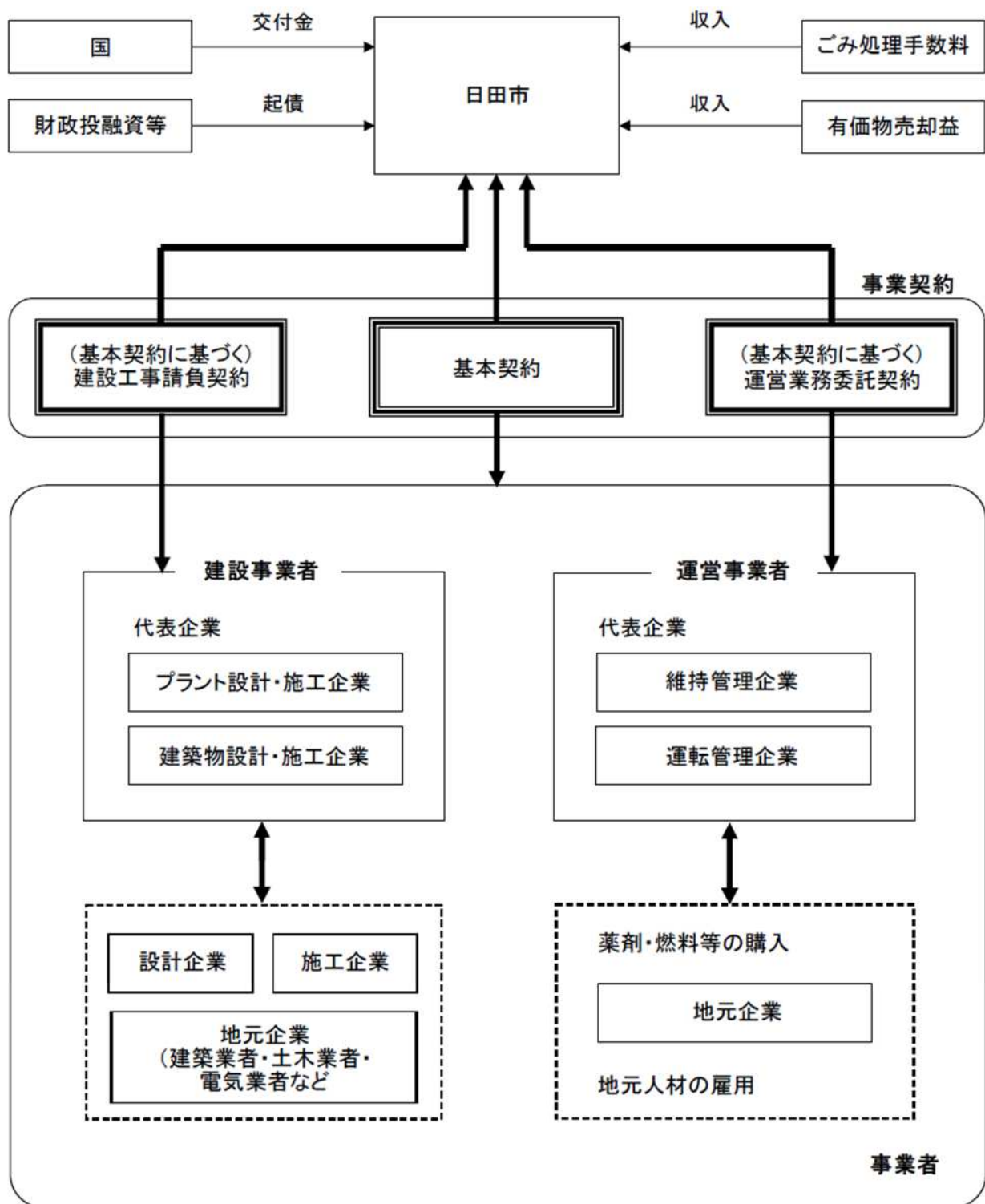
また、参加資格確認結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報公開及び情報提供

日田市情報公開条例（平成12年3月24日 条例第3号）に基づき情報公開を行う。

また、本事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページを通じて行う。

別紙1 事業スキーム（例）



※ 共同企業体を設立する場合。

別紙2 本事業において本市が事業者に支払う対価について

1 対価の構成

本事業において本市が事業者に支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・施工業務に係る対価	①設計・施工業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
運営業務に係る対価（運営業務委託料）	①本施設の運営業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の算定方法

（1）設計・施工業務に係る対価

区 分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・施工業務に係る対価	①設計・施工業務費用 ②その他費用	■設計・施工業務に係る対価 ■本市の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する。

（2）運営業務に係る対価

ア 運営業務委託料の算定方法

区 分	支払の対象となる費用	対価の算定方法※ ¹
運営業務委託料A	固定費 i 人件費、その他運営に関わる諸費用 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、印刷、使用料等） ・負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・保険等 ・その他費用	■各支払期の固定費 i、ii ＝[事業者が提案した各年度の固定費 i、ii（左欄対象費用の各合計金額）] ÷各年度の支払回数（12回/年）
	固定費 ii 運転管理費用 ・電気基本料金 ・油脂類費 ・測定・分析費（排ガス、排水、飛灰等） ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等	
	固定費 iii 補修費用 ・点検・整備費、更新費、部品費等	■補修費用は、各年度の補修計画に合わせた金額とする。ただし、支払金額の平準化に配慮した補修計画とすること。
運営業務委託料B	変動費用 ・燃料費 ・薬剤費 ・光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・その他費用（処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■各支払期の変動費 ＝各支払期の処理量（実績値）※ ² ×提案単価※ ³ （円/t） ※入札価格の算定にあたっては、以下のとおりとする。 変動費＝各年度処理量（計画値）※ ³ ×提案単価（円/t）

※1 各支払い時期の委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 「各支払期の処理量（実績値）」は、ごみ計量機で計量したエネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入される処理対象物量※⁴とし、単位は（t）、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。なお、「各支払期の処理量（実績値）」には、マテリアルリサイクル推進施設に搬入される処理対象物量は含まないものとするが、エネルギー回収型廃棄物処理施設で処理されるマテリアルリサイクル推進施設からの可燃性の選別残渣は含めることとする。

※3 各年度処理量（計画値）は、要求水準書を参照すること。

※4 ごみ計量機で計量したエネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入される処理対象物量は、以下の式で算出するものとする。

エネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入される処理対象物量

＝総搬入量－マテリアルリサイクル推進施設からの総搬出量（資源物量及び最終処分量）

3 対価の支払方法

（1）設計・施工業務に係る対価

建設工事請負契約による。

ア 各会計年度における設計・施工業務に係る対価の支払限度額の割合

設計・施工期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて本市にて作成し、契約書作成時に通知する。

（2）運營業務に係る対価

ア 運營業務委託料の支払方法

（ア）支払回数

a 運營業務委託料A（固定費 i・固定費 ii・固定費 iii）：240 回（毎月 1 回払い）

b 運營業務委託料B（変動費）：240 回（毎月 1 回払い）

※ 運營業務委託料は令和 11 年 4 月以降の支払となる。

（イ）本市は、本施設の引渡し後、運營業務委託契約書の規定に従い、毎月の月報を受領した場合、当該受領日から 10 日以内に事業者に対して業務確認結果を通知する。事業者は、当該通知に従い速やかに直前の 1 ヶ月に相当する運營業務委託料に係る請求書を本市に提出する。本市は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して当該運營業務委託料を支払う。

ただし、本市は、モニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間にかかる業務委託料の支払を留保することができるものとする。この場合、事業者は、改善確認の通知を本市から受領した後速やかに当該通知に従い、留保が解消された業務委託料に係る請求書を本市に提出し、本市は請求を受けた日から 30 日以内に、事業者に対して当該運營業務委託料を支払う。

（ウ）運營業務委託料A（固定費 i・固定費 ii・固定費 iii）の 1 回あたりの支払額は、以下のとおりとする。

a 令和 11 年度～令和 30 年度：事業者が提案した各年度の固定費を 12 で除した額

（エ）運營業務委託料B（変動費）の 1 回あたりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/t）によるものとする。

4 物価変動等による改定

（1）物価変動等の指標

ア 設計・施工業務に係る対価

建設工事請負契約書による。市及び事業者は、スライド条項の適用に係る協議申し入れに対し、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、事業者は、建設工事請負契約書第 25 条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、本市は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

イ 運營業務に係る対価

運營業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると本市が認める場合、協議を行い、見直しすることができる。

区 分		改定の対象となる費用	指 標
運營業務委託料 A	固定費 i	・人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計（事業所規模30人以上）／現金給与総額指数／大分県平均」（厚生労働省（大分県））
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費 ii	・電気基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
		・油脂類費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品／有機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
	固定費 iii	・補修費等	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／自動車整備・機械修理／機械修理」（日本銀行調査統計局）
運營業務委託料 B	変動費 単価	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する重油種類」、「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石炭製品（該当する場合）」（日本銀行調査統計局）
		・薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
		・光熱水費（電力等の基本料金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

（２）改定の条件

運營業務に係る対価の支払額については、改定のための確認を年１回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%（下記（３）アに示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第４位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第４位未満を切り捨てるものとする）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。

なお、事業者は変動の有無にかかわらず、本市へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、８月末時点で公表されている最新の指標（直近１２ヶ月の平均値）に基づき、９月末までに見直しを行い、翌年度の運營業務委託料を確定する。改定された運營業務委託料は、改定年度の翌年の第１支払期の支払から反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う運營業務委託料の改定期間は、本市と事業者との協議により別途定めることができる。

初回の改定は、令和１０年８月末時点で公表されている最新の指標（直近１２ヶ月の平均値）に基づき、令和１０年９月末までに見直しを行い、令和１１年度の運營業務委託料を確定する（比較対象は令和６年８月末時点で公表されている最新の指標（直近１２ヶ月の平均値）とする。）。改定された運營業務委託料は、令和１１年度の４月分の支払から反映させる。

なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

（３）改定の計算方法

ア 算定式

運營業務委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用

（税抜、第1回目の改定が行われるまでは事業契約に示された当該費用）

$$\alpha : \text{改定割合} \quad \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

注1) 当該指数については、「(1) 物価変動等の指標」に示すとおりである。

注2) 改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

注3) 当該改定割合に小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本市の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、本市が改定内容にあわせて負担する。

(4) その他例外的な改定について

固定費、変動費を構成する費目のうち、(1) から (3) による改定方法が適当でないと本市が認めた費目については、本市と事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

5 焼却灰及び飛灰の処分方法の変更に伴う費用の算出方法について

本事業では、本施設から発生する焼却灰及び飛灰の最終処分を前提とするが、条件の変更等により、処分方法を最終処分から資源化（一部資源化も含む）に変更する場合には、早急に対応できるようにすること。資源化を行う際に不要となる処理費用（飛灰処理に必要な薬剤費等）は、運營業務委託料から差し引くこととする。

運營業務委託料からの差し引き金額は、灰搬出時にごみ計量機で計量した資源化を行う灰の重量及び焼却灰及び飛灰の処分方法の変更に伴う費用（様式第14号-2-2（別紙3））に記載された提案単価に基づいて算出する。

なお、焼却灰及び飛灰の資源化の資源化時において、資源化先の受入基準を満たさない等の事業者の責により、やむを得ず焼却灰又は飛灰を最終処分等する場合に追加で必要となる費用は、事業者の負担とする。

(1) 費用の算定方法

区 分	対象となる費用※1	対価の算定方法※2
焼却灰及び飛灰の処分方法の変更に伴う費用	費用 ・ 薬剤費 ・ 光熱水費（電力等の基本料金を除く） ・ 修繕費 ・ 清掃費 ・ その他費用（処分方法の変更に伴い変更となる費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。）	■ 各支払期の費用（焼却灰） ＝各支払期の最終処分量（実績値）※3 × 提案単価（円/焼却灰-t） ■ 各支払期の費用（飛灰） ＝各支払期の最終処分量（実績値）※3 × 提案単価（円/飛灰-t）

※1 処分方法の変更に伴い、金額が減少する場合に限る。

※2 各支払い時期の委託料は、1円未満を切り捨てるものとする。

※3 「各支払期の最終処分量（実績値）」は、ごみ計量機で計量された最終処分される灰の重量とし、単位は（t）、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。

(2) 物価変動の指標

費用に係る対価のうち、改定の対象となる費用及び各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について合理性及び妥当性があると本市が認める場合、協議を行い、見直しすることができる。

区 分	改定の対象となる費用	指 標
焼却灰及び飛灰の 処分方法の変更に 伴う費用	・ 人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計（事業所規模30人以上）／現金給与総額指数／大分県平均」（厚生労働省（大分県））
	・ 油脂類費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品／有機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	・ 補修費等	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／自動車整備・機械修理／機械修理」（日本銀行調査統計局）
	・ 燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する重油種類」、「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石炭製品（該当する場合）」（日本銀行調査統計局）
	・ 薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	・ 光熱水費（電力等の基本料金を除く）	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
	・ その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

(3) 改定の条件及び改定の計算方法

「4 物価変動等による改定」と同じとする。

(4) その他例外的な改定について

費用を構成する費目のうち、(1) から (3) による改定方法が適当でないと本市が認めた費目については、本市と事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

別紙3 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	市の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		契約締結に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等 ^{注1}	△	△
	計画変更リスク	市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する市民反対運動等 上記以外のもの	○	○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△
		施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△
設計段階	事故の発生リスク	設計・施工、運営において発生する事故		○
	事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	市の指示、市の債務不履行によるもの	○	
		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注3}	○	△
	設計変更リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○

○主分担、△従分担

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
建設段階	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大 上記以外の要因による工事費の増大	○	
	工事遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延 上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準の未達（施工不良を含む）		○
運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 ^{注4}	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 ^{注5}	○	△
	性能リスク	要求水準の未達		○
	搬入管理リスク	ごみの搬入管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合 上記以外の要因によるもの		○
	施設・設備損傷リスク	事故や火災発生等 第三者による施設破損		○
	運営費増大リスク	市の指示等による運営・維持管理費の増大 上記以外（ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大	○	
	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○主分担、△従分担

注1）契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2）物価変動における負担については、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）を参照すること。

注3）不可抗力における費用負担については、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）を参照すること。

注4）受入廃棄物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内は事業者の負担、範囲外は市の負担とする。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

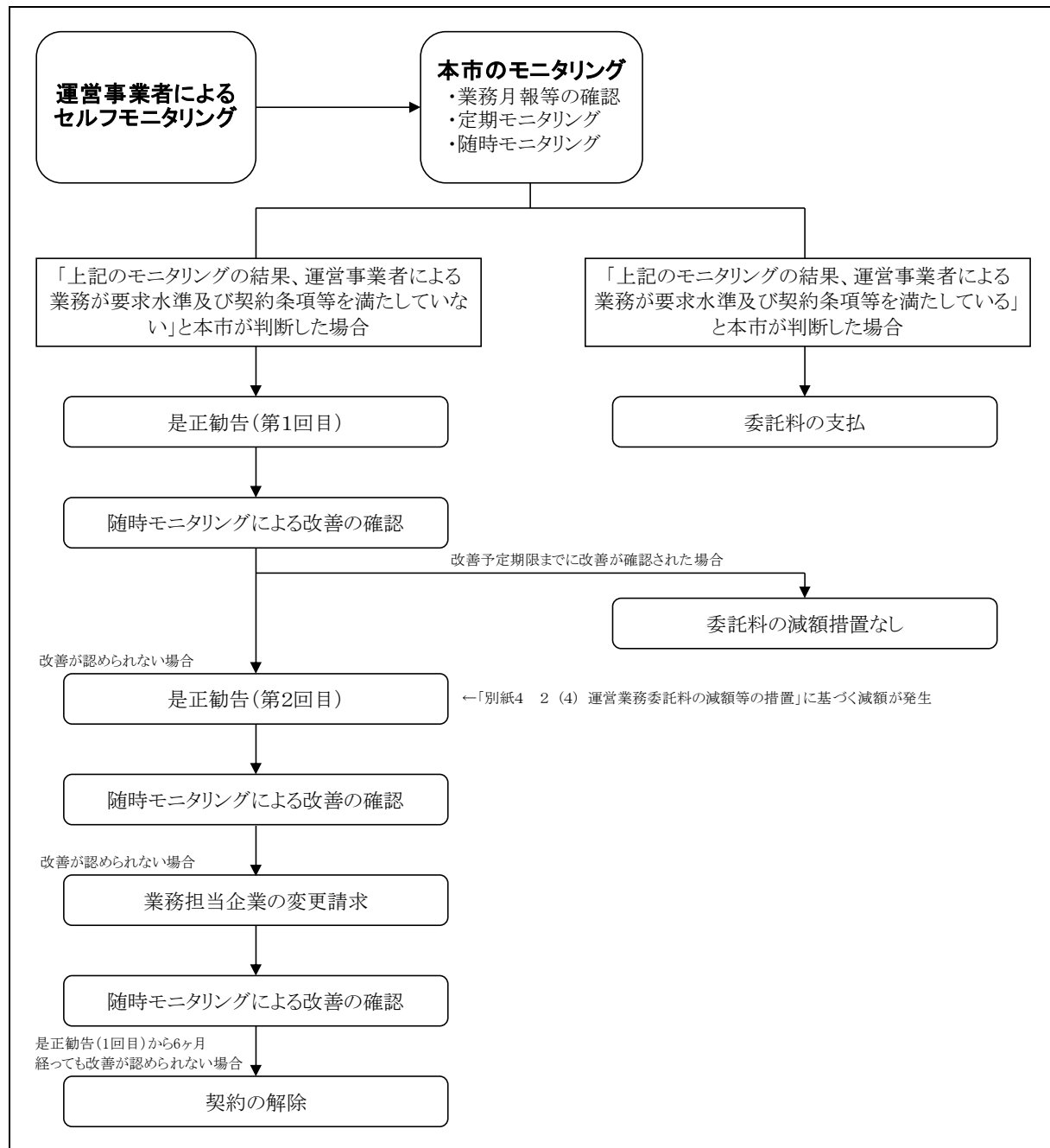
注5）受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議による。

※ 本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、各契約書（案）を参照すること。

別紙4 モニタリング及び運営業務に係る対価の減額等

1 運営期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における運営期間中の業務水準低下に関する措置は、以下に示すとおりとする。



※ 事業者の責めに帰すべき事由により、運営業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、上記フローによらず、委託料の減額を行う。

2 モニタリングの方法

モニタリングは、運營業務委託料の減額を目的とするものではなく、本市と運營業事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

運營業事業者は、運營業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

- ア モニタリング時期
- イ モニタリング内容
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

(2) 本市によるモニタリングの方法

本事業における運營業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

ア 業務月報等の確認

本市は、運營業事業者が運營業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運營業事業者から本市へ提出される業務月報等で確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

本市は、月 1 回、本施設の現場調査を行い、運營業事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、本市は本施設の現場調査を行い確認する（随時モニタリング）。

(3) 業務の改善についての措置

ア 是正勧告（第 1 回目）

本市は、上記モニタリングの結果から、運營業事業者による業務が要求水準及び運營業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

(ア) 是正勧告

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、本市は事業者に適切な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。運營業事業者は、本市から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限（原則 90 日以内）について本市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本市に提出し、本市の承諾を得ること。

(イ) やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運營業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運營業事業者は本市に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本市と協議する。運營業事業者の通知した事由に合理性があると本市が判断した場合、本市は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

イ 改善の確認

本市は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

ウ 是正勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本市が判断した場合、本市は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業の変更等

上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間及び内容による改善が認められないと本市が判断した場合、本市は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

オ 契約の解除等

本市は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、本市が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

（4）運營業務委託料の減額等の措置

運營業務実施の状況により、以下に示す委託料の減額措置を行う。

ア モニタリングの結果、本市が是正勧告（第2回目）を行った場合、当該事象に対して第2回目の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者に支払う運營業務委託料（固定費*i*）を減額する。

イ 運營業務委託料の減額の程度は、1件の是正勧告に対して固定費*i*の10%とする。なお、複数の是正勧告による固定費*i*の減額の限度は、50%とする。

ウ 事業者の責めに帰すべき事由により、運營業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、ア、イによらず、本施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本市が認める日まで、年365日の日割り計算で固定費*i*の10%を減額する。

3 事業者提案の未達成時に係る減額等の措置

地域経済への貢献金額について事業者が提案した金額又は量を未達成の場合には、上記（4）に示す運營業務委託料の減額等の措置によらず、以下に示す減額等の措置を行うものとする。

なお、地域経済への貢献金額の算出方法（例）は、別図2を参照すること。

（1）設計・施工期間

設計・施工期間中における地域経済への貢献金額が、提案した地域経済への貢献金額を下回った場合には、設計・施工期間中の地域経済への貢献金額の未達成分として、建設事業者は、次の算定式による金額を設計・施工期間の終期から30日以内に本市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が建設事業者の責によらないと本市が認めた場合は、この限りでない。

なお、建設事業者は、設計・施工期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本市に報告するものとし、この際、本市が提出を求めた場合には、建設事業者は地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【設計・施工期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】

本市への支払金額＝（提案金額^{※1}－地域経済への貢献金額（実績値））×50％

- ※1 提案金額：様式第14号－4－1（別紙1）1 地元企業^{※2}（本店又は本社）に係る貢献金額に基づき事業者より提案された設計・施工期間の地域経済への貢献金額。
- ※2 地元企業への発注額として計上できるのは、二次下請までとする。ただし、一次下請（地元）→二次下請（地元）の場合は、一次下請への発注額のみを計上できるものとし、二次下請への発注額は含めないこと（ダブル計上は不可）。また、一次下請（地元）→二次下請（地元以外）の場合は、一次下請と二次下請の発注額の差額とする。

（2）運営期間

運営期間中における各年度の地域経済への貢献金額（地元企業の活用（地元企業への発注）額、地元雇用額のそれぞれ）が、提案した各年度の金額を下回った場合には、地域経済への貢献金額の未達成分として、運営事業者は、次の算定式による金額を当該未達成の発生確定後30日以内に本市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと本市が認めた場合は、この限りでない。

なお、運営事業者は、運営期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本市に報告するものとし、この際、本市が提出を求めた場合には、運営事業者は地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【運営期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】

地元企業の活用（地元企業への発注）額の未達成時

本市への支払金額＝（提案金額^{※1}－地元企業への発注額（実績値））×50％

- ※1 提案金額：様式第14号－4－1（別紙1）1 地元企業^{※2}（本店又は本社）に係る貢献金額に基づき事業者より提案された運営期間中における各年度の地元企業の活用（地元企業への発注）額。
- ※2 地元企業への発注額として計上できるのは、二次下請までとする。ただし、一次下請（地元）→二次下請（地元）の場合は、一次下請への発注額のみを計上できるものとし、二次下請への発注額は含めないこと（ダブル計上は不可）。また、一次下請（地元）→二次下請（地元以外）の場合は、一次下請と二次下請の発注額の差額とする。

地元雇用額の未達成時

本市への支払金額＝（提案金額^{※1}－地元雇用額（実績値））×50％

- ※1 提案金額：様式第14号－4－1（別紙1）2 地元雇用に係る貢献金額に基づき事業者より提案された運営期間中における各年度の地元雇用額。

4 運営業務に係る対価の返還

運営業務委託料支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、本市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ当該業務委託料が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき業務委託料に相当する額を返還すること。

この場合、当該減額されるべき業務委託料を本市が事業者を支払った日から、本市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

別図 1 入札書等の提出用封筒作成要領

中封筒 : 表

	日田市長 あて	
	入 札 書 在 中	
	事業名	日田市新清掃センター整備・運営事業
	○○○○グループ 代表企業 住所□□□□□ □□□株式会社	

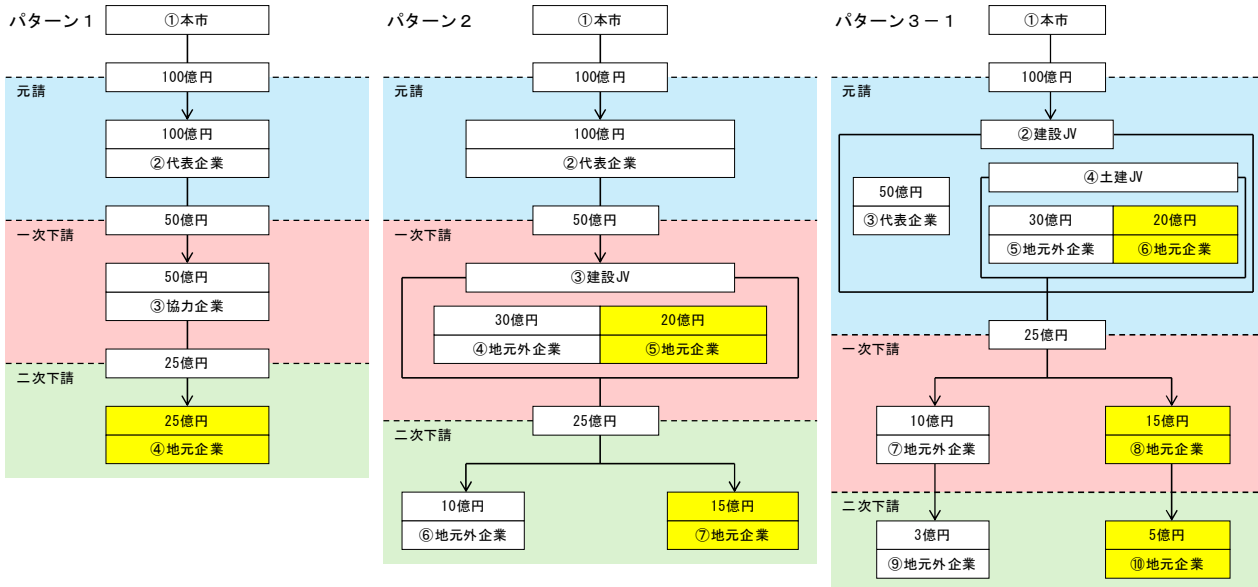
外封筒 : 表

	日田市長 あて	
	入 札 書 等 在 中	
	事業名	日田市新清掃センター整備・運営事業
	○○○○グループ 代表企業 住所□□□□□ □□□株式会社	

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「入札書在中」、「入札書等在中」は朱書きとする。
- ・ 封筒の大きさは、長形 3 号 (120mm × 235mm) とする。
- ・ 中封筒には、入札書 (様式第 13 号) を入れて封かんすること。
- ・ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料 (様式第 13 号別紙 1、別紙 2、別紙 3) を入れて封かんすること。
- ・ グループ名及び受付グループ名を記載すること。

別図2 地元経済への貢献金額の算出方法（例）



地元貢献金額は**25億円**

◆建設JVの地元企業分 (⑤)
20億円

◆建設JVの地元企業 (⑤) → 二次下請の地元外企業 (⑥)
 $25 \times (20/50) \times (10/25) = 4$ 億円

◆建設JVの地元外企業 (④) → 二次下請の地元企業 (⑦)
 $25 \times (30/50) \times (15/25) = 9$ 億円

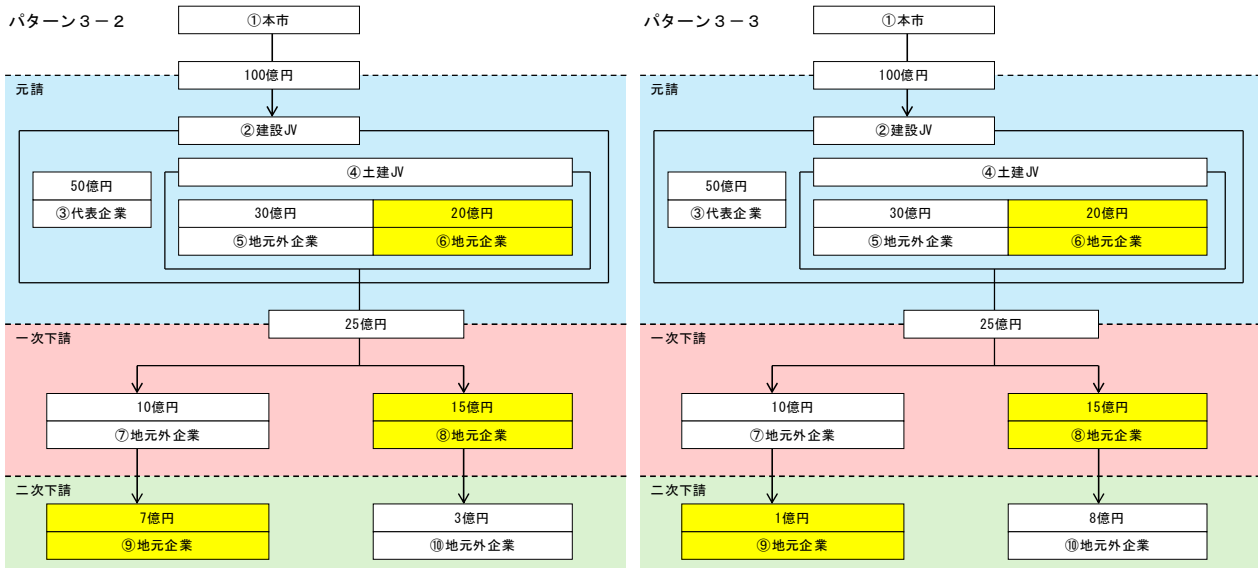
地元貢献金額は $20 - 4 + 9 = 25$ 億円

◆土建JV内の地元企業分 (⑥)
20億円

◆土建JVの地元企業 (⑥) → 一次下請の地元外企業 (⑦)
 $25 \times (20/50) \times (10/25) = 4$ 億円

◆土建JVの地元外企業 (⑤) → 一次下請の地元企業 (⑧)
 $25 \times (30/50) \times (15/25) = 9$ 億円

地元貢献金額は $20 - 4 + 9 = 25$ 億円



◆土建JV内の地元企業分 (⑥)
20億円

◆土建JVの地元企業 (⑥) → 一次下請の地元外企業 (⑦)
 $25 \times (20/50) \times (10/25) = 4$ 億円

◆土建JVの地元外企業 (⑤) → 一次下請の地元企業 (⑧)
 $25 \times (30/50) \times (15/25) = 9$ 億円

◆土建JVの地元企業 (⑥) → 一次下請の地元外企業 (⑦) → 二次下請の地元企業 (⑨)
 $25 \times (20/50) \times (10/25) \times (7/10) = 2.8$ 億円

◆土建JVの地元企業 (⑥) → 一次下請の地元企業 (⑧) → 二次下請の地元外企業 (⑩)
 $25 \times (20/50) \times (15/25) \times (3/15) = 1.2$ 億円

◆土建JVの地元外企業 (⑤) → 一次下請の地元企業 (⑧) → 二次下請の地元外企業 (⑩)
 $25 \times (30/50) \times (15/25) \times (3/15) = 1.8$ 億円

◆土建JVの地元外企業 (⑤) → 一次下請の地元外企業 (⑦) → 二次下請の地元企業 (⑨)
 $25 \times (30/50) \times (10/25) \times (7/10) = 4.2$ 億円

地元貢献金額は $20 - 4 + 9 + 2.8 - 1.2 - 1.8 + 4.2 = 29$ 億円

◆土建JV内の地元企業分 (⑥)
20億円

◆土建JVの地元企業 (⑥) → 一次下請の地元外企業 (⑦)
 $25 \times (20/50) \times (10/25) = 4$ 億円

◆土建JVの地元外企業 (⑤) → 一次下請の地元企業 (⑧)
 $25 \times (30/50) \times (15/25) = 9$ 億円

◆土建JVの地元企業 (⑥) → 一次下請の地元外企業 (⑦) → 二次下請の地元企業 (⑨)
 $25 \times (20/50) \times (10/25) \times (1/10) = 0.4$ 億円

◆土建JVの地元企業 (⑥) → 一次下請の地元企業 (⑧) → 二次下請の地元外企業 (⑩)
 $25 \times (20/50) \times (15/25) \times (8/15) = 3.2$ 億円

◆土建JVの地元外企業 (⑤) → 一次下請の地元企業 (⑧) → 二次下請の地元外企業 (⑩)
 $25 \times (30/50) \times (15/25) \times (8/15) = 4.8$ 億円

◆土建JVの地元外企業 (⑤) → 一次下請の地元外企業 (⑦) → 二次下請の地元企業 (⑨)
 $25 \times (30/50) \times (10/25) \times (1/10) = 0.6$ 億円

地元貢献金額は $20 - 4 + 9 + 0.4 - 3.2 - 4.8 + 0.6 = 18$ 億円